事務所通信　No.355

令和７年５月１日

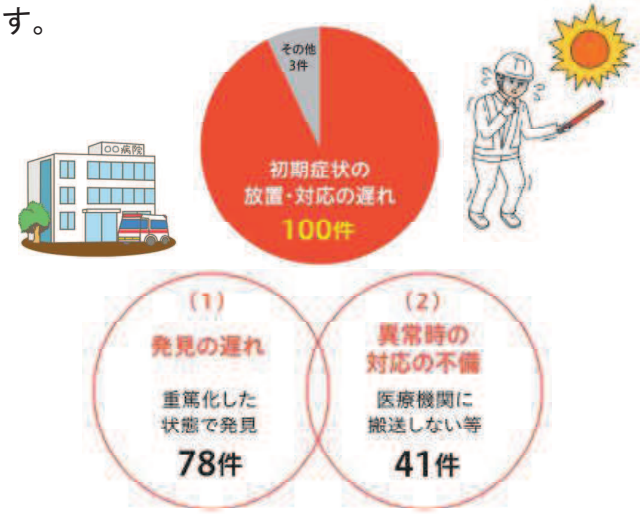
社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　*篠田パートナーズ事務所*　☎0254-22-5649㈹

職場における熱中症対策の義務化

令和７年６月、職場における熱中症対策が罰則付きで義務化されます。

近年の猛暑に伴い熱中症発生が急増しており、熱中症関連での労働災害が深刻化していることが背景です。職場における熱中症の死傷者数は令和３年以降右肩上がりとなっており、死亡者数は近年では年間30人以上となっています。熱中症死亡災害を分析すると、初期症状の放置・対応の遅れが97%を占めており、深刻化の要因となっています。



参照：厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」

「初期症状の放置・対応遅れ」を防ぎ、重篤化させないためには的確な判断と速やかな対応を行う体制の整備が必要です。具体的には「熱中症の危険度を示す暑さ指数・WBGT値28度以上または気温31度以上の環境下で、連続１時間以上または１日４時間以上作業する場合」には「報告体制の整備」「実施手順の作成」「関係者への周知」が事業主に義務付けられます。対応を怠ると６ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

1　報告体制の整備

◎連絡先や対策担当者を明確にし、全員に周知

◎熱中症の自覚症状がある場合や、周囲の労働者の熱中症の恐れを感じた場合、迅速に報告できる体制作り

◎職場巡視、バディ制（相互見守り）、ウェアラブルデバイス、定期的な双方向連絡など、早期発見の工夫

2　実施手順の作成

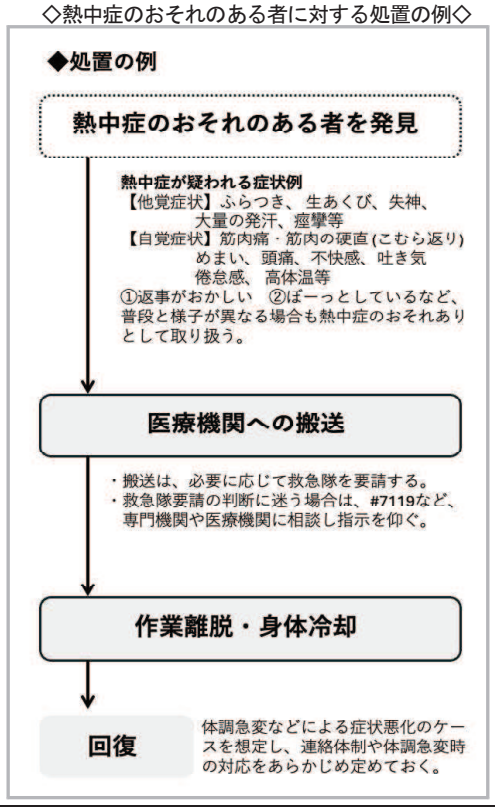
◎事業所における緊急連絡網や、医療機関等の緊急搬送先の情報を事前に整備する

◎作業中に体調不良者を発見した際、熱中症による重篤化防止のために必要な措置の内容および実施手順（作業離脱→身体冷却→医療機関搬送）を作成する

3　関係者への周知

◎報告体制、実施手順を関係者に周知する

◇熱中症のおそれのある者に対する処置の例◇



［ 今月号の記事担当 ： P1.2/岩佐朋子 ＊ P3.4/篠田昇 ］

６月　高卒求人票の受付開始

令和８年３月卒業予定者の高卒求人の求人票受付が６月２日（月）から始まります。

≪採用スケジュール≫

６/２～　　求人票受理開始

９/５～　　高校生からの応募書類の提出開始

９/16～　　選考開始

10/１～　　複数社への応募が可能に

昨年からの変更点

①複数応募開始時期の前倒し

高卒求人は「１人１社制」という独自ルールがありますが、10月１日からは複数応募・推薦が可能になります。例年と比較すると１ヶ月前倒しになり、生徒が職業を選ぶ際の選択肢を増やし、企業も人材選択の幅が大きく広がります。

②応募書類の様式の変更

全国高等学校応募用紙の主な変更点

・性別欄の削除

・「志望の動機欄」を「志望の動機・アピールポイント等欄」に変更

→生徒は志望動機・自己PR・特技などを記入できます。また、「備考欄」には資格や構内外の活動など、補足事項を記載することができます。

調査書の主な変更点

・身体状況欄の削除

・「特記事項欄」の追加

→生徒は休学期間の有無や、視力・聴力などの配慮事項を記載できます。

・「本人の調書・推薦事由欄」を「本人のアピールポイント・推薦事由欄」に変更

高校生の採用は、求人公開から応募開始までが短期間です。計画的な準備が重要です。

ストレスチェックの義務化の拡大

50人以上の企業ではすでに実施が義務化されているストレスチェック制度が、50人未満の企業に対しても義務化される方針が厚生労働省より公表されました。精神障害の労災決定件数の増加が背景となり、メンタルヘルス対策に取り組む事業所を増やす狙いです。



☆事業主が準備すべきこと☆

・実施責任者や担当者の決定

・制度の目的や意義、個人情報保護について従業員へしっかり説明すること

・実施手順や個人情報管理の社内ルール整備

☆今後の注意点☆

・早めの準備開始

・小規模事業場は個人情報保護に特に配慮（外部機関の活用等により対応など）

現時点では50人未満の小規模事業場にストレスチェックが義務付けられても、負担軽減の観点から、労働基準監督署への報告は義務付けない方針です。また、50人以上の事業場における実施体制・実施方法を一律に求めることは困難であるため、政府は50人未満の事業場に即した実施体制・実施方法等のマニュアルを作成予定です。詳細が決定された際は改めてお知らせいたします。

参照：「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」の中間とりまとめ（厚生労働省）

お知らせ

弊所労働保険事務組合に委託されている事業所の労働保険料の口座引落日をお知らせします。

第１期　　令和７年６月27日（金）

第２期　　令和７年10月31日（金）

第３期　　令和８年１月30日（金）



☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■ 拾い読みの読書

知の体力

著　者／　永田和宏
出版社／　新潮新書　　８００円＋税

P47 私たちのこれからの時間、将来の人生に起こることは、すべて想定外のことなのである。想定外の事態を、なんとか自分の力だけで乗り越えていかなければならない。生きるとはそうゆうことである。運動をするにはそれなりの基礎体力をつけなければならないのと同様に、これから何が起こるかわからない想定外の問題について自分なりに対処するためには、それなりの体力が要求される。私はそれを「知の体力」と呼んでいる。

P58 読書にしても、勉強にしても、それは知識を広げるということも確かにその通りだが、もっと大切なことは、自分を客観的に眺めるための、新しい場所を獲得するという意味の方が大きい。小さな子供が他者と出会って初めて自分に気づくように、私たちは〈自己〉をいろいろな角度から見るため・・・勉強をし、読書をする。

P142 このごろの若者はひ弱で、なかなか親の許から離すことができないという話を聞く。親離れができなくてとこぼす親もいる。しかし、実は子どもがひ弱でも、親離れができないのでもなく、親の子離れができないことこそが、最大の問題なのかもしれない。大学で保護者に個別面談が行われていることを知ったときは、さすがに度肝を抜かされた。

P208 そもそも悩んでいる人は、人の意見を聞きたいと思いながら、人の言葉を容易に受け入れられない状態にあることの方が圧倒的に多い。心を閉ざし、閉ざしてしまったことで解決法を見失った閉塞状態にある。そんな時、閉ざされた心の隙間、あるいはちょっとした割れ目から言葉を滑り込ませるためには、じっと我慢して話を聞き続ける時間が必要なのだ。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

祖父母の品格
孫を持つすべての人へ

著　者／ 坂東眞理子
出版社／ 朝日新書　　８４０円＋税

P54 私が危機感を持っているのは、日本人の美質と思われていた勤勉・正直・努力・忍耐・誠実・倹約・孝行・礼儀などの道徳が、尊重されなくなっていることです。

P74 我慢する、待つ、努力することを経験させないで次々と欲しいものを与えていては、子どもは自分の欲望を抑える意志の力のない、次々と要求をエスカレートしてしまう人間になってしまいます。そして我慢した末にその望みが叶う喜びを知らない子になってしまいます。

P147 日本の子どもたちは学校以外の居場所を持たないことが多く、家族や親族とのつながりも薄いのが問題だと思います。学校でのいじめが自殺につながってしまうのは、他に居場所がないことも一因です。

P197 助けを必要としない孫に対してできることは「祈る」だけです。特に成人した孫に対しては、親も祖父母も他者ができることは少ない。

■ 絵手紙通信



「散る桜　残る桜も　散る桜」
木瓜は満開！　呆け全開！

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (355号)

■ ５０年 (R7.4.10)

▲４月で社会保険労務士の道に足を踏み入れて50年になった。今振り返ると、23歳から25歳前半までの「カバン持ち」の修行時代と、開業と併せて月15日間の労基署嘱託勤務の二足の草鞋を履いた「社労士で飯が食えず、酒ばかり飲んでいた？」25歳後半からの時代が総天然色で蘇る。

▲新卒で入った会社を約１年で辞め、社労士を目指して勤務地の名古屋から東京に向かい、学生時代の友人のアパートに転がり込んで居候、何とか部屋を得て昼夜受験勉強の生活を始めたが、息苦しさに耐えられず新聞の三行求人欄に載った荻窪の労務管理事務所に勤務したのが始まりだった。

▲通勤電車、手待ちの時間・・・人生初めて本気で勉強したこと、その年の試験に運良く合格して担当企業を持たされ、失敗を重ねながらも仕事の経験を積み上げて行った充実感も思い出す。

▲そんな中、交通事故の後遺症から気弱になっていた父の切望に抗しきれず、急遽帰省し開業することになったのが25歳の夏だった。知識、経験、資金の不足、顧客ゼロからの出発は、皆から無謀と言われた通り、苦悩の日々が続いた。

▲石の上にも三年、周囲の人々に助けられてポツリポツリと顧客が増え始めたが、それでも有り余る時間を他者との差別化とばかりに東京の研修会に足を運んだりもした。

▲その後、バブル経済の波にも乗り今日を迎えたが、結婚当初女房の「先月の生活費をまだ貰っていません」に、「それでも生活できたのだから忘れろ！」と返し、毎晩のように営業と称して宴会に出かけたことも蘇る。感謝しかない。

■ 凝り性 (R7.4.21)



▲友人等から、半分呆れ顔で「凝り性」と言われることがある。

▲社労士人生50年のことか、はたまた18歳で味を覚え、21歳の面接で特技を問われて「酒を飲むこと」と応えて、社報の新入社員紹介にそのまま載った日本酒への拘りを言うのかと思いきや、馴染みの居酒屋の亭主に教わったそば打ちが高じて、畑を借りて自家栽培まで始め、今では十割そばを打つことや、三十数年前に近所に出来た陶芸教室に通い始めたが飽き足らずに、庭に工房を建て、自作のぐい呑みで日本酒を口に運び、そば猪口でそばをすすり悦に入る姿を言うらしい。

▲一つの事柄に熱中して満足できるまでとことん追求することを「凝り性」と言うらしいが、そば打ちも陶芸も、熱中はするものの満足までには程遠く、「下手の横好き」が当たりのようだ。

▲然らば、社労士50年はどうかと思いを巡らせ、我がままな性格を顧みて、誰も雇ってくれないであろうことに早々気付き、脇目も振らずに前へと突き進まざるを得なかったことは、下駄を履かせ「熱中」としよう。

▲ただ、「満足できるまでとことん追求する」を問われれば、歴史に「たら、れば」など無いことを承知の上で、忸怩たる思いも残るのである。

▲それでも、頼もしい後継者等に恵まれ、相談役として今も現役を続け、その上、毎晩の晩酌を、休日には陶作を楽しみ、気が向けばそばを打つことのできる日常に感謝しなければならない。

▲後は、新潟の方言にある「いちがいこき」・・頑固に自分の主張を押し通す人間に、これ以上ならないように注意しなければと思うところだ。